

熊本市公報 (臨時)

第 1430 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 臨時発行

目 次

公 告

| | |
|---|----|
| 空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 10 項に基づく公告 (公告第 763 号) | 14 |
|---|----|

| |
|-----|
| 公 告 |
|-----|

公 告 第 7 6 3 号

平成 3 0 年 1 2 月 2 6 日

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 2 条第 2 項の特定空家等であると認められる建築物（以下「本件建築物」という。）について、その所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）を確知することができないため、同法第 1 4 条第 1 0 項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 大西 一史

1 本件建築物の所在等

所在 熊本市中央区九品寺 3 丁目 2 番地 2 7

用途 住宅

2 所有者が行うべき措置

本件建築物の除却

3 措置の期限

平成 3 1 年 2 月 8 日

4 略式代執行

期限までに措置が行われない場合は、熊本市長又はその命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が、所有者等の負担において、本件建築物を除却する。

5 本件特定空家等の中の動産の取扱い

市長等が本件建築物を除却する際、本件建築物の中及びその敷地に残置されている動産等（以下「動産等」という。）は、当該動産等に相当の価値があると市長等が認めるものを除き、撤去・処分する。

動産等について所有権その他の権利を主張する者は、措置の期限までに当該動産等を搬出し、又はその物を指定して動産等を保管し、若しくは引き渡すよう以下の問い合わせ先へ通知すること。

6 問い合わせ先

〒 8 6 0 - 8 6 0 1

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市都市建設局建築政策部建築指導課老朽家屋対策室

電話（直通） 0 9 6 - 3 2 8 - 2 5 1 4